

スライド請求はお気軽に!

特に**単品スライド**がお得になりました! <NEW!>

残工期が2ヶ月以上あるすべての工事が対象!

インフレスライドは**速やかに** (残工事量が多いほどお得!)

単品スライドはいつでもご請求ください!

請求は意外と簡単!

特に**インフレスライド**は**請求のみ**です!

※ 出来形がある場合は残工事量の確認が必要です。

単品スライドの新たな運用ルール ※令和4年6月27日以降請求案件

1) **実際の購入価格で変更**することが可能! (証明書類を提出してください)

2) **鋼橋上部工も変更**することが可能! (購入時期を証明してください)

ペナルティー無し!

請求後、対象工事費の1%を超えず、**スライドの適用にならなくても問題ありません!**

※ 対象工事費: インフレの場合は残工事費・単品の場合は最終請負代金額

会社から請求可能! 現場の負担軽減!

ただし、現場と対象材料・数量等をご確認ください。

【単品スライド具体例 (舗装工事)】 対象工事費 = 36,190千円、1,231千円アスファルト類の価格上昇
 $1,231千円 - 36,190千円 \times 0.01 = \underline{\underline{869.1千円 (増額)}}$ ※この場合の対象工事費とは最終請負代金額です。

インフレスライド条項（契約書第26条第6項）

※インフレスライドは請求のみ！ 資材、労務単価等が対象

様式 1 - 1

[受注者からの請求]

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注機関の長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名



工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（請求）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇〇工事（〇）〇〇〇〇線 〇〇市〇〇に
ついては、賃金等の変動により、工事請負契約書第26条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を
請求します。

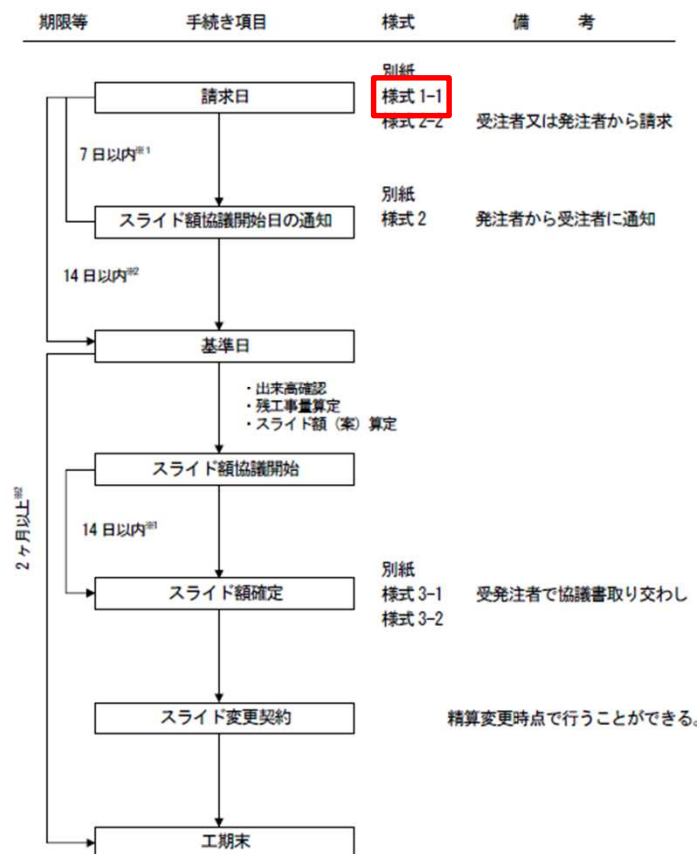
記

- 1 請負代金額 _____ 円
- 2 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 3 希望基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 概算残工事請負代金額 _____ 円
概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
- 5 スライド変更請求概算額 _____ 円

※今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

別紙 1

インフレスライド条項適用に伴う実施フロー

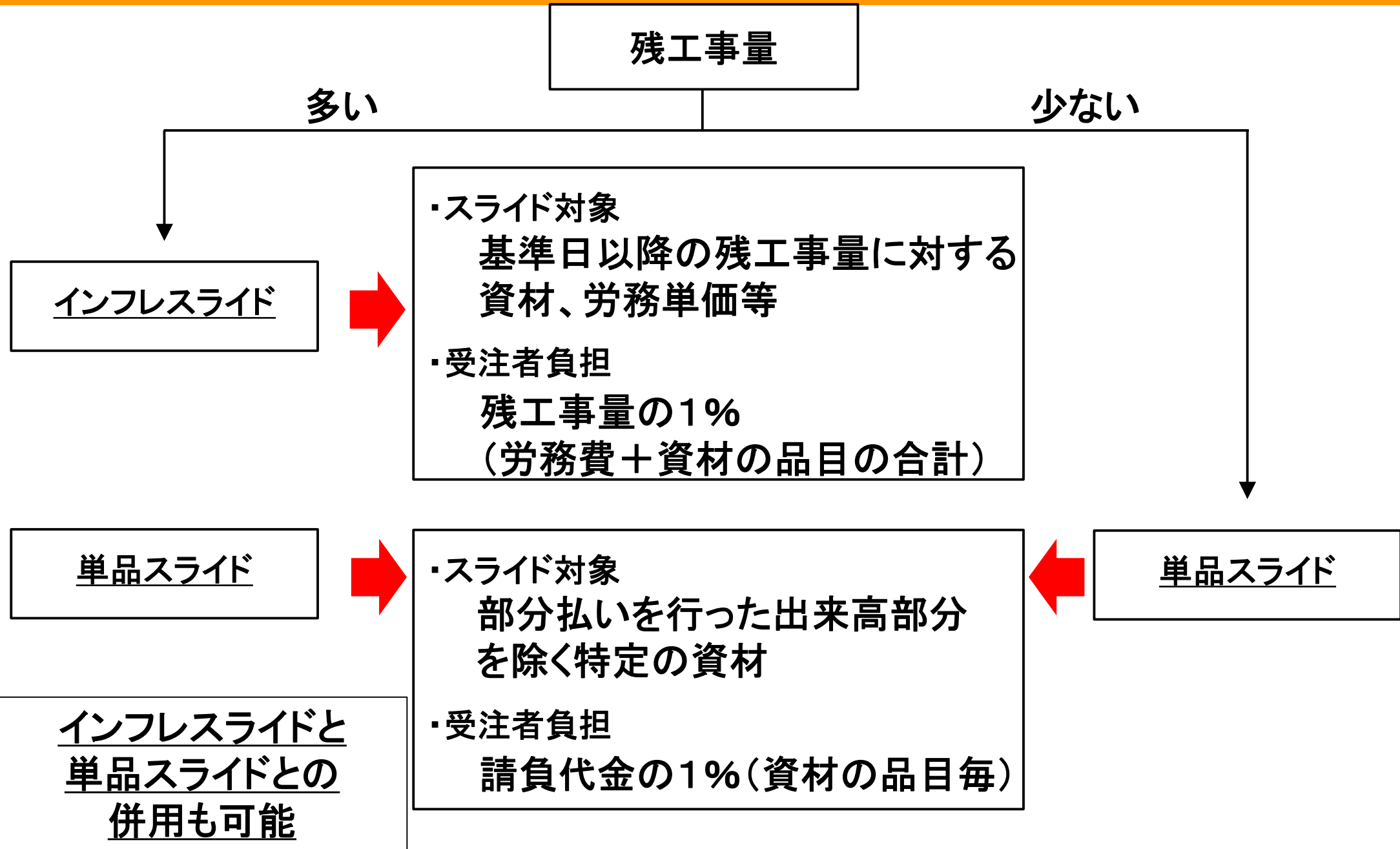


※1 契約書で規定

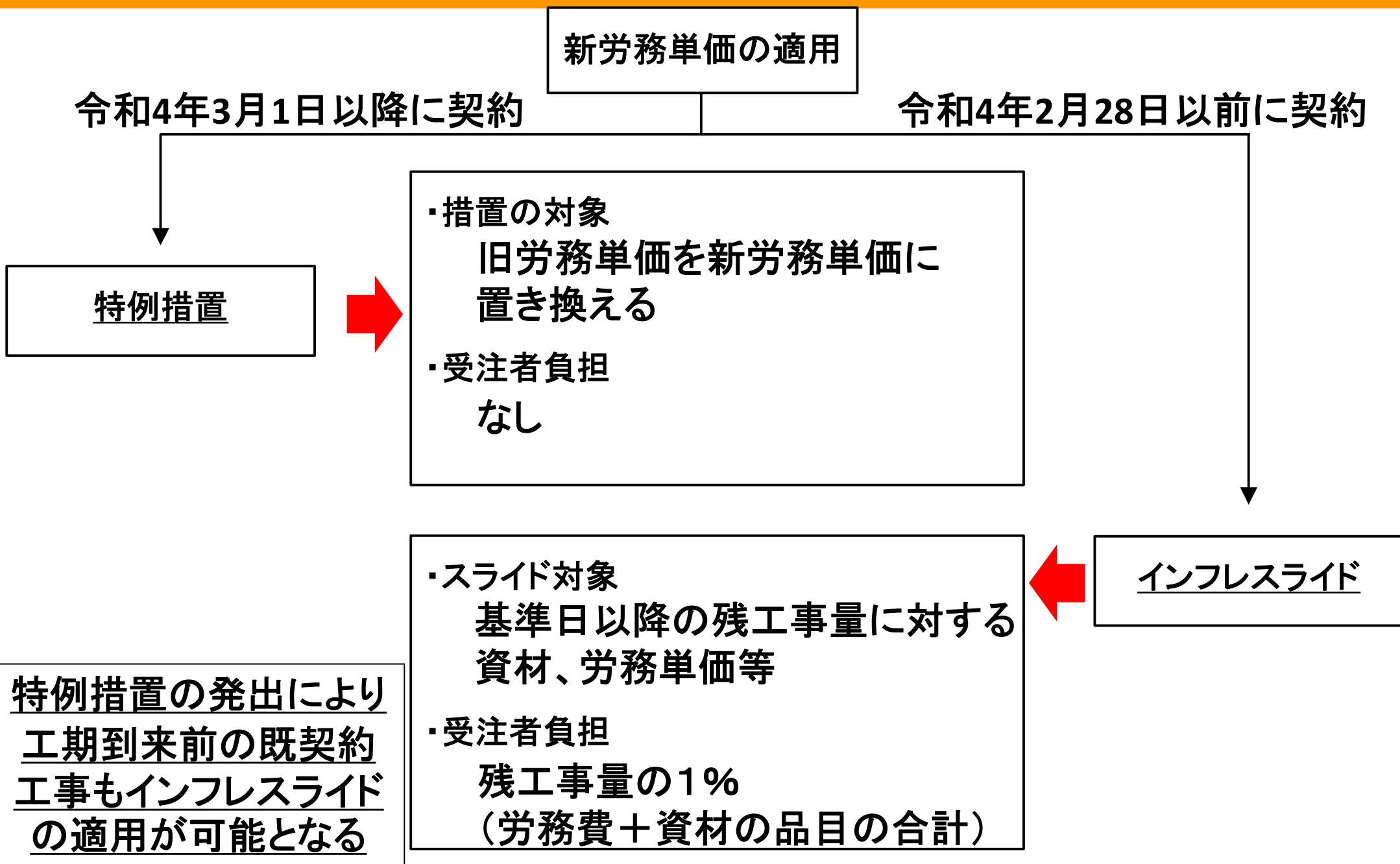
※2 本マニュアルで規定

検索！

インフレスライドと単品スライドの適用にあたっての概略フローイメージ



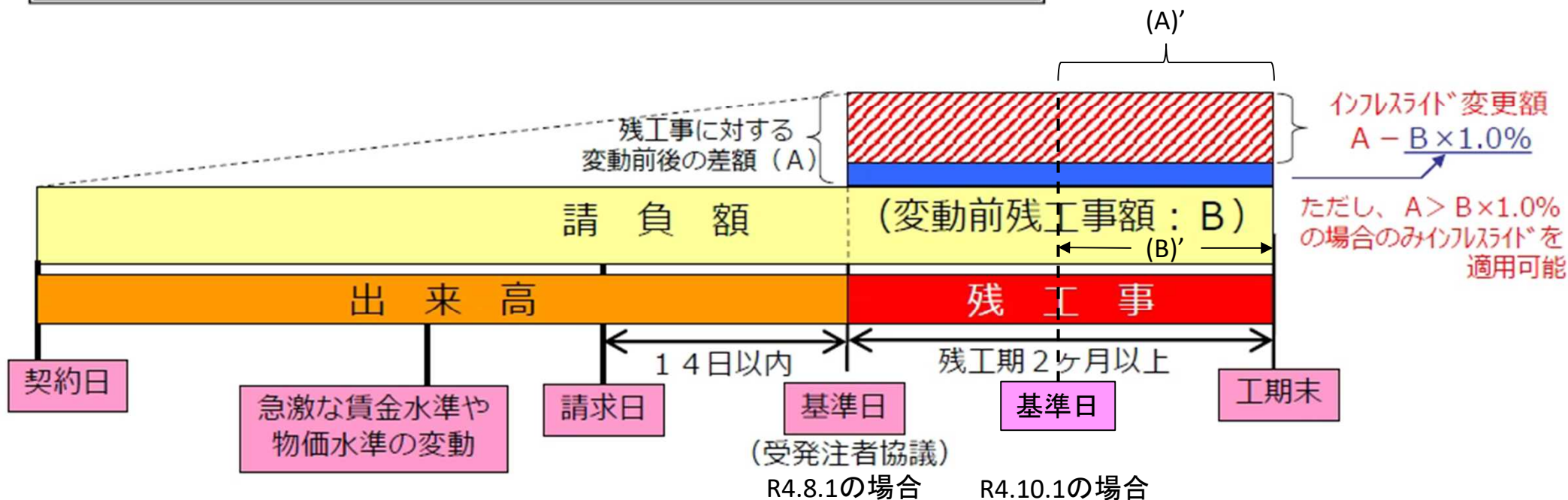
特例措置とインフレスライドの適用フロー（R4の場合）



インフレスライドはスピードが肝心!

インフレスライド（工事請負契約書第26条第6項）【計算例】

※ 出来形の進捗が均等と仮定した場合



【基準日R4.8.1の場合】

A:100万円

B:5000万円

インフレスライド変更額

$$100万円 - 5000万円 \times 1.0\% = \underline{50万円}$$

早い!
お得!

>>

【基準日R4.10.1の場合】

A':50万円

B':2500万円

インフレスライド変更額

$$50万円 - 2500万円 \times 1.0\% = \underline{25万円}$$

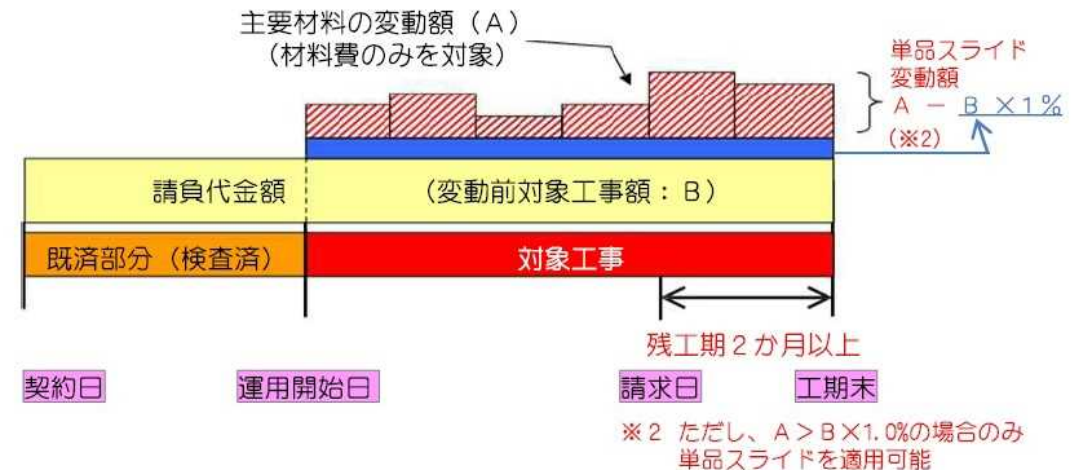
2ヶ月経過で
半額に!?

資材の価格の著しい変動に伴う 請負代金額の適切な変更

単品スライド(第26条第5項)

対象 (A)	対象外 (既済部分)
<ul style="list-style-type: none"> 変動額が対象工事費の1%を超える工事材料 (対象工事費 = 請負代金額 - 既済部分請負代金額) 	<ul style="list-style-type: none"> 部分払完了部分(※1) 部分引渡し完了部分

※1 部分払検査請求時に単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、部分払検査結果通知に適用対象と記載があった場合は、対象とすることができます。



スライド額(変更額)

$$= A \text{ の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

- ・工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を超えるかどうかを判定してください。
- ・その他材料の分類については発注担当課に相談してください。
- ・対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類(納品書、請求書など)を提出する必要があります。

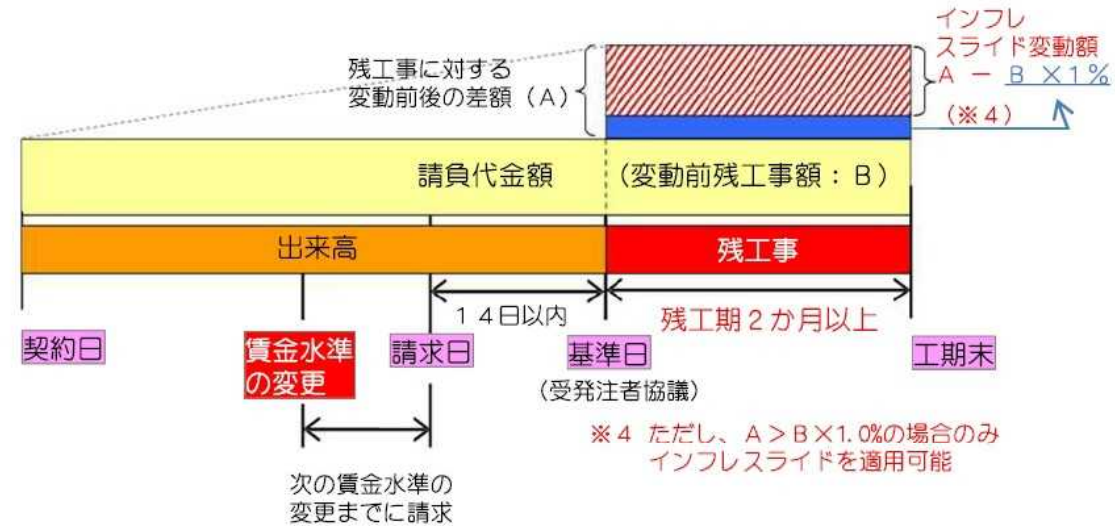
※「既済部分」が無い場合は、全体が対象工事になります。

急激な物価変動に伴う請負代金額の適切な変更

インフレスライド(第26条第6項)

対象 (A)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・基準日(※1)以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済み工事材料 <p>発注者が出来高数量を確認します。</p>

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日



- ・協議の請求は、臨時で賃金水準の変動（千葉県積算基準（設計単価編）の労務費単価等の改定）がなされた日以降に行うことができます。
- ・全体スライド、単品スライドとの併用も可能です。
- ・インフレスライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。

スライド額(変更額)

$$= \frac{A \text{の変動額} - A \text{の契約時点の残工事金額} \times 1\%}{(\text{※2}) \quad (\text{※3})}$$

※2 変動額：基準日時点の工事金額 - 契約日時点の工事金額
 ※3 工事金額：官積算による工事価格 × 落札率

長期にわたる比較的緩やかな物価変動に伴う 請負代金額の適切な変更

全体スライド(第26条第1項～第4項)

対象(A)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・基準日(※1)以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済み工事材料 <p>発注者が出来高数量を確認します。</p>

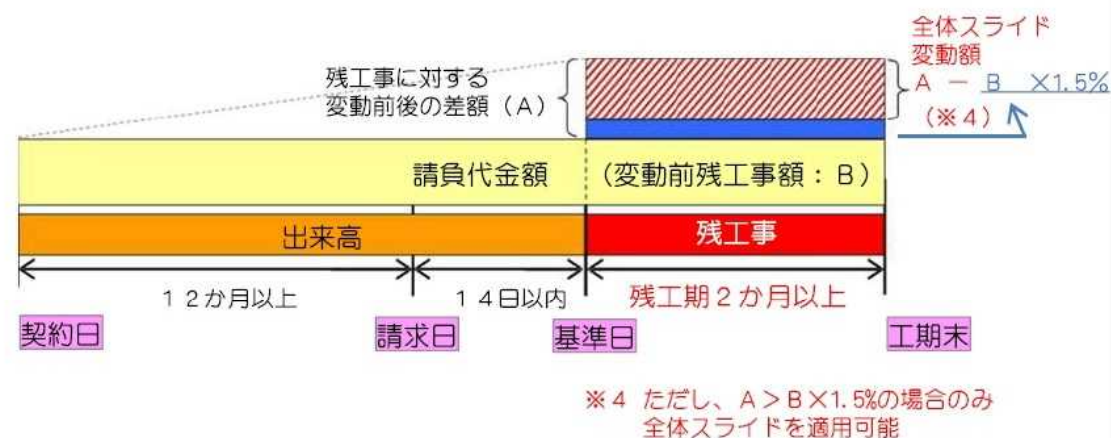
※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

$$\text{スライド額(変更額)} = \text{Aの変動額} - \text{Aの契約時点の残工事金額} \times 1.5\%$$

(※2) (※3)

※2 変動額：基準日時点の工事金額 - 契約日時点の工事金額

※3 工事金額：官積算による工事価格 × 落札率



- ・インフレスライド、単品スライドとの併用も可能です。
- ・全体スライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。

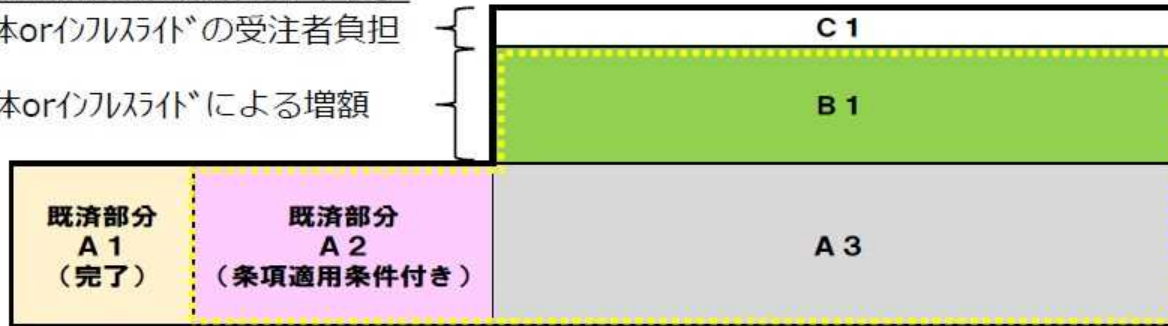
全体・インフレスライドと単品スライドの併用について

対象となる品目の判断と請負代金額について

【既済部分がある工事の例】

全体orインフレスライドの受注者負担

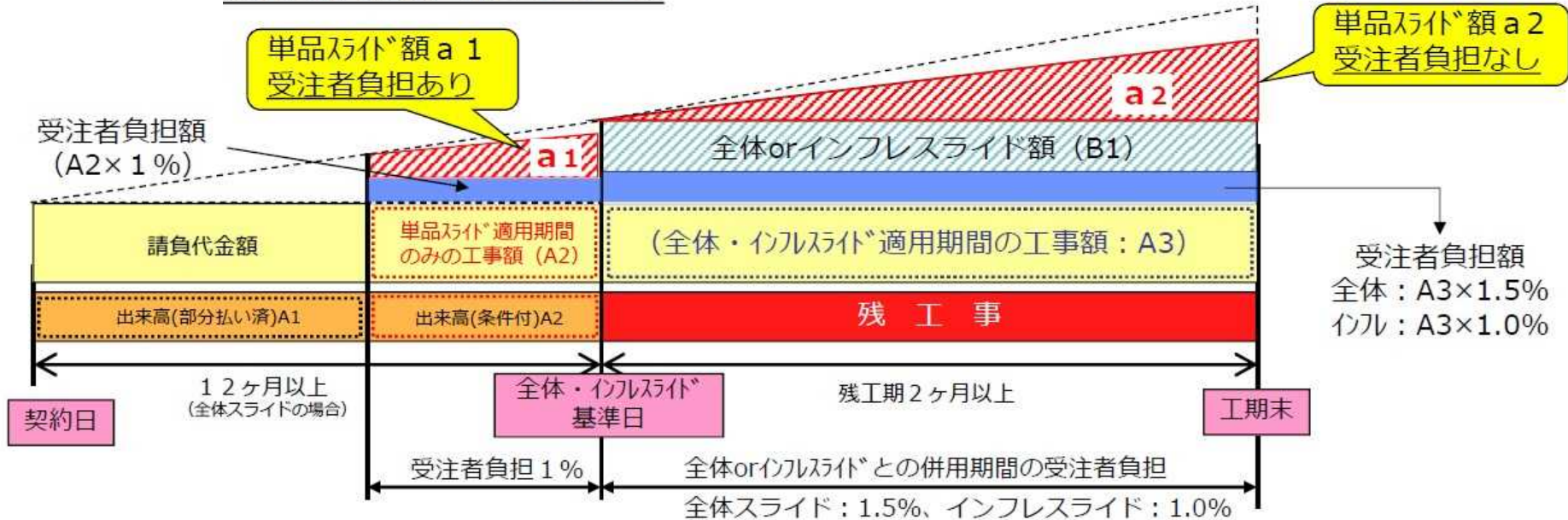
全体orインフレスライドによる増額



- ▶ 単品スライドの対象請負代金額 $A2 + A3 + B1$
- ▶ 対象となる品目の判断 $(A2 + A3 + B1) \times 1\%$ 以上となる品目が対象。

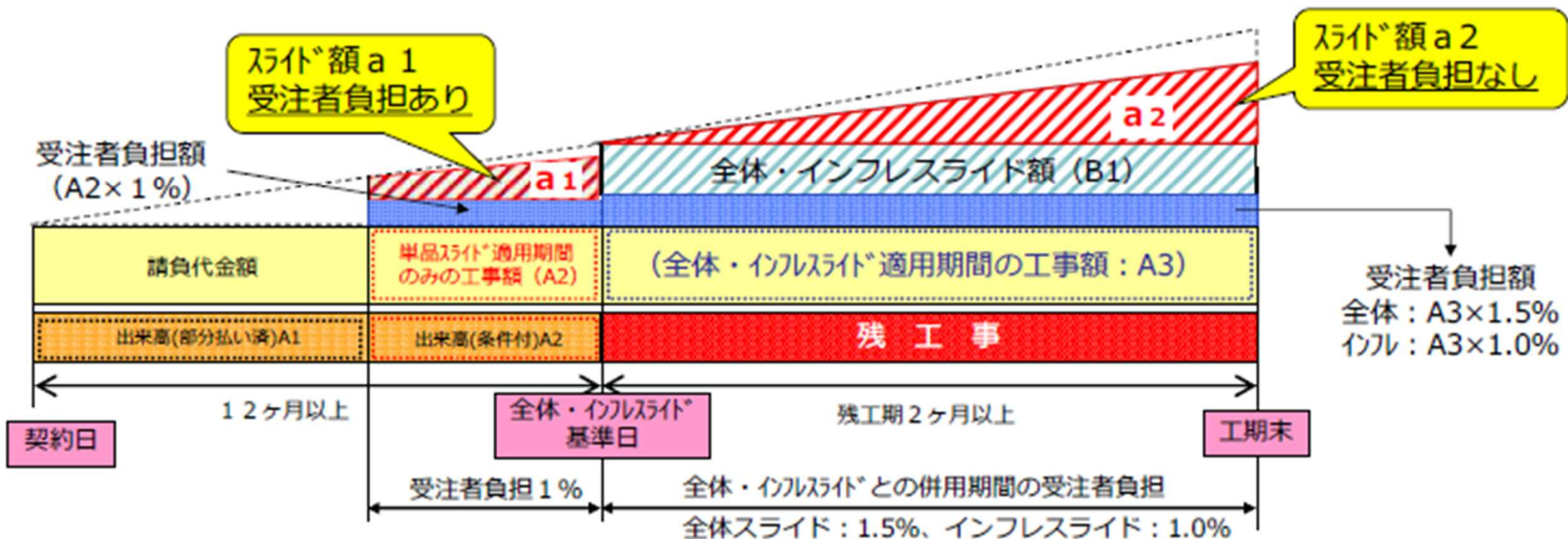
全体・インフレスライド基準日

受注者負担について



全体・インフレスライドと単品スライドの併用 (請負代金額・受注者負担の例)

(全体イメージ)



注) 1-4のとおり、単品スライド条項の請負代金額は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。

スライド条項について（契約約款第26条）（簡略版）

価格変動が…

- ・通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- ・通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目	全体スライド (契約書第26条第1項から第4項)	単品スライド (契約書第26条第5項)	インフレスライド (デフレスライド) (契約書第26条第6項)
対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 (比較的大規模な工事)	すべての工事 (工期が2カ月以上残っている工事)	すべての工事 (工期が2カ月以上残っている工事)
条項の趣旨	比較的穏やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材(※)価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く特定の資材(※)(鋼材類、燃料油類、コンクリート類、アスファルト類等)
	受発注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0%
	再スライド	可能	なし

※特定の資材:対象工事費の1.0%を超える負担が生じる品目類のこと。

スライド条項について（契約約款第26条）

- 価格変動が…
- ・通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
 - ・通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目	全体スライド (契約書第26条第1項から第4項)	単品スライド (契約書第26条第5項)	インフレスライド (デフレスライド) (契約書第26条第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨	比較的穏やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)
	受発注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)
これまでの事例	ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知 令和4年に運用通知	昭和49年に運用通知(第1次石油危機当時) 平成24年に東日本大震災被災三県に運用通知